

フィットネスジム業務仕様書

1. 目的

岡垣サンリーアイのフィットネスジムにおいて、運動指導及び安全管理業務等を行うものである。

2. 業務の場所

次に掲げる委託対象物とする。

- (1) 対象物名称 岡垣サンリーアイ フィットネスジム
- (2) 対象物住所 福岡県遠賀郡岡垣町野間1丁目2番1号

3. 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

4. 委託業務

① 業務内容

- (1) フィットネスジムにおける指導業務。
- (2) フィットネスジムにおける安全管理業務。
- (3) プログラムソフトを利用した記録管理業務。
- (4) エルゴメーターを利用した運動負荷テストの実施及びプログラムソフトに基づく利用者の個人別運動処方作成、運動指導。
- (5) 前記業務の遂行に必要な要員の確保、指導監督。
- (6) 岡垣サンリーアイ並びに岡垣町が委託業者と協議の上、体育施設を活用して実施するスポーツ事業の運営協力。
- (7) この仕様に定めない事項については、必要に応じその都度双方協議のうえ決定するものとする。

② 業務内容詳細

(1) 指導業務

- 1) 利用者の健康状態を把握し、適切な運動処方の作成を行う。
- 2) 利用者に対し、施設の正しい利用方法並びに機器等の正しい使用方法を指導すると共に、利用者本人の希望に配慮しつつ必要な補助、指導を行う。
- 3) 施設の設置目的に鑑み、利用者とのコミュニケーション及び利用者相互コミュニケーションの促進に努める。
- 4) 利用者の登録、活用実績、日常トレーニング記録等、データの管理業務。
- 5) 日報、月報等の作成、公開並びに広報等に対する情報提供業務。

- 6) 運動負荷テスト等に関する業務。
- 7) 利用者を対象とした健康講座・教室の企画立案。
- 8) 岡垣サンリーアイ並びに岡垣町が主催する各種教室への協力、委託業務に対する指導者の派遣。

(2) 安全管理及び通常管理業務等

- 1) フィットネスジム全体に注意を払い、常に定員管理を行なうこと。
- 2) フィットネスジムの利用者に対し、健康状態等から施設の利用制限及び中止を求めることが適当と判断した場合は、当該利用者に対し速やかにこれを求めるものとする。
- 3) 利用者の負傷・事故等の防止のため岡垣サンリーアイと共に必要な措置を講じ、万が一、利用者に負傷、事故等が発生した場合には、適切かつ迅速な応急看救護を行なう。
- 4) 火災等緊急事態発生時には、岡垣サンリーアイの定める防災計画に従い、利用者を安全な場所に避難誘導する。
- 5) 随時、定時の機器の点検、整備、清掃を行ない、常に良好な状態を保持する。
- 6) 室内の温湿度管理、日常的な清掃及び整理整頓を行なう。
- 7) 利用者が提出する利用券の検査等を行うと共に、フィットネスジム内ロッカーキーの貸出及び返却の受付を行なう。
- 8) 券売機の売上金（1日分）の集計、精算。
- 9) 券売機両替準備金の管理。

(3) 総括業務

主任指導員は全般的な監督の任にあたる現場責任者として次の業務を行う。

- 1) 指導員の配置表による、各種指導員の適正配置の確認。
- 2) 各種指導員に必要な研修、訓練等の把握及び委託業者への報告。
- 3) 業務日誌の作成、提出をはじめとした、岡垣サンリーアイへの業務報告。
- 4) 委託業者の現場責任者として、岡垣サンリーアイとの協議への参加。

5. 委託体制

(1) 勤務時間 10時00分から21時00分まで開館（営業）できるよう勤務する。

(2) 休館日 毎週水曜日（水曜日が祝日の場合は、その翌日）

12月29日～1月3日、2月第3火曜日

岡垣サンリーアイが営業することを困難と判断した場合

但し、休館日の保守点検作業等で内容上立会いが必要な場合や、研修・消防訓練等の場合は岡垣サンリーアイの指示により勤務とする。

(3) 人 員 指導員を常時2名配置する。

6. 指導員

(1) 総則

- 1) 本業務に従事する者（以下「指導員」という。）は岡垣サンリーアイの施設を運営する当事者としての自覚のもと、利用者に対して適切な援助、指導を行なうと共に、常に安全に配慮し、事故防止に努めなければならない。
- 2) 指導員は、利用者の健康づくりに寄与するため、それにふさわしい見識と態度で業務に臨まなければならない。
- 3) 委託業者は全般的な監督の任にあたる現場責任者（以下「主任指導員」という。）並びにその補佐（以下「副主任指導員」という。）を指導員の中から各1名程度定め、岡垣サンリーアイの同意を得なければならない。
- 4) 委託業者は指導員の住所、氏名、生年月日、連絡先等を記載した名簿に各自の履歴書及び健康診断書を添付し、岡垣サンリーアイの承認を受けなければならない。なお指導員に異動が生じた場合も同様とする。但し、承認後3ヶ月以内の指導員の登録変更については、原則これを認めない。
- 5) 指導員は常時2名を配置することとし、その構成は、原則として主任指導員又は副主任指導員1名を配置すると共にもう1名指導員を配置し、合計2名の配置とする。

(2) 指導員条件

委託業務に従事する指導員は、次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

- 1) 利用者に負傷、事故等が発生した場合に適切かつ迅速な応急救護ができ、かつそのための訓練を恒常的に受けている者。
- 2) 人格高潔で、公共の福祉と健康づくりに関する十分な見識を有する者。
- 3) スポーツ全般に精通し、トレーニングの理論的、技術的指導力及び教室等の企画力を有し、健康でかつ業務遂行に十分な体力を有する者。
- 4) 幼児、障害者、高齢者等を対象としたレクリエーション及び軽スポーツ等の理論的、技術的指導力を有する者。
- 5) 協調性に富み、接客、渉外活動に支障を生じない者。
- 6) 指導員の区分に伴い、次の各号の要件を満たす者又はこれと同等の能力或いは経験を有すると認められる者。

ア) 主任指導員

保健体育の教員資格、若しくは国の機関が認定している法人に登録された運動関係の資格を有する者（健康運動実践指導者等）で3年以上の指導経験者

イ) 副主任指導員

2 年以上の運動指導経験者

ウ) 指導員

トレーニングの理論的、技術的指導力を有する者。

7. その他

- 1) 委託業者は清潔な衣服を着用し、名札を胸に付け、言語、態度に十分留意し、利用者に対し親切丁寧を旨とし、不快、不言の念を与えないよう努めること。
また、利用者及び職員間における物品の授受については厳禁とする。
- 2) 委託業者は、指導員の資質向上に係る教育訓練に努め、指導員は業務に必要な知識を十分習得するように努めること。
- 3) 委託業者は、新しい指導員を採用した場合、勤務に従事する前に事前研修等を行うこと。
- 4) 指導に使用する機器は、原則として岡垣サンリーアイに配置されている機器を使用する。
- 5) 指導員は、岡垣サンリーアイの備品及び機器の取扱いに万全を期すること。
- 6) 岡垣サンリーアイは、指導員に対し勤務遂行上必要と考えられる施設の使用並びに備品の設置に関し協議に応じる他、指導員に必要な消耗品等を提供するものとする。
- 7) 指導員は、事務室、備品等が不潔、不体裁とならぬよう整理整頓に配慮するものとする。
- 8) 委託業者は、本業務遂行にあたって生ずる損害賠償請求又は求償権行使に備え、賠償責任保険に加入すること。なお、加入する保険の補償限度額については1事故につき1億円、1名につき7,000万円、治療費等は全額支給を目安の下限とすること。なお、その証書(写し)をサンリーアイへ提出するものとする。
- 9) 本契約には、施設設備、管理業務、一般清掃業務、防犯業務は含まれないものとする。
- 10) 契約額については、物価・人件費等の高騰があった場合には、双方協議の上、変更することが出来る。
- 11) 本業務仕様書に定めない事項については、必要に応じてその都度双方協議の上決定するものとする。